

## 藤沢市教育委員会 8 月定例会会議録

日 時 2016 年（平成 28 年）8 月 17 日（水）  
午後 3 時  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

### 1 開 会

### 2 会議録署名委員の決定

### 3 前回会議録の確認

### 4 請 願

- (1) チンチロ児童クラブ移転先を大道小学校内に求める請願

### 5 議 事

- (1) 議案第 15 号 藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
- (2) 議案第 16 号 藤沢市文化財保護委員会委員の任命について
- (3) 議案第 17 号 藤沢市図書館協議会委員の任命について

### 6 その他

- (1) 「藤沢市立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」  
(案) について
- (2) 平成 27 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

### 7 閉 会

出席委員

1番 吉田早苗  
2番 小竹伊津子  
3番 中林奈美子  
5番 井上公基

出席事務局職員

教育部長	吉住潤	教育次長	小林誠二
生涯学習部長	秋山曜	教育部参事	神尾友美
生涯学習部参事	藤本広巳	教育部参事	神尾哲
生涯学習部参事	川口剛	教育部参事	松原保
教育部参事	小池規子	学校教育企画課長	齋藤直昭
学校施設課長	山口秀俊	教育総務課主幹	佐藤繁
総合市民図書館長	織部朋子	教育指導課主幹	窪島義浩
生涯学習総務課 主幹	山口雄賢	生涯学習総務課 課長補佐	田代俊之
郷土歴史課課長 補佐	望月芳	学校施設課課長 補佐	西山勝
総合市民図書館 専任主幹	饗庭寛子	総合市民図書館 主幹補佐	岡田茂雄
教育指導課指導 主事	瀧谷典子	教育指導課指導 主事	納富崇典
書記	西山勝弘		

小竹委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、5 番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、5 番・井上委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 次に、教育委員会に対し請願が提出されましたので、請願(1) チンチロ児童クラブ移転先を大道小学校内に求める請願を議題といたします。書記の説明を求めます。

西山書記 請願(1) チンチロ児童クラブ移転先を大道小学校内に求める請願について、ご説明いたします。

請願者は、住所記載のとおりで、チンチロ児童クラブ保護者会 代表は西 智 氏です。請願内容については、議案書 1 ページ及び 2 ページの請願書に記載のとおりです。なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第 9 条に基づく意見陳述の申し立てはありませんでしたので、ご報告申し上げます。

小竹委員長 次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

山口学校施設課長 請願(1) チンチロ児童クラブ移転先を大道小学校内に求める請願について、ご説明いたします。請願事項は、児童が安心かつ安全に過ごせる場所は大道小学校の敷地以外にはないとの考えから、チンチロ児童クラブの用に供するため、大道小学校施設の一部、もしくは敷地の一部について、目的外使用の許可を求めるものです。

教育財産を含む公有財産の目的外使用の許可基準につきましては、藤沢市公有財産規則第 12 条において、同条第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができることと定められております。

大道小学校の状況といたしましては、平成 28 年度における児童数推計によりますと、今後、平成 34 年度までに 252 名の増加により、4 学級の増加が見込まれており、現状の普通教室に不足が生じることから、施設内の改造により普通教室を確保していかなければならないと考えております。また、敷地につきましては、平成 28 年 4 月から既にチンチロ児童クラブから分離したかわせみ児童クラブの用に供するため、目的外使用の許可をしており、その際に多くの樹木を伐採したことから、今後の学校施設整備の際には緑化率の確保が非常に厳しくなっております。現状におきまして、残る敷地の中で再度児童クラブの設置を検討した場合、グラウンド南側の体育倉庫脇の場所を考えるとすけれども、この場所は多くの樹木と遊具が設置されており、他の場所での緑地の確保や遊具の移設につきましても、適切な場所が見当たらない状況です。さらに樹木を伐採することは、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に定められております緑化基準を満たすことができない状況や、遊具の撤去を行うことで教育環境の低下を招くことが懸念されているところです。以上で説明を終わります。

小竹委員長

請願に対する事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。ご意見・ご質問をお願いいたします。

中林委員

質問の 1 点目は、現在の大道小学校の教室の使用状況、空き教室があるのかどうか、特別教室の空きがあるのか、ないのかを教えてください。

2 点目は、藤沢市の条例で定められている基準数値の確認と、現在の大道小学校の状況を教えてください。

山口学校施設課長

1 点目の大道小学校の空き教室の状況ですが、現在保有しております普通教室は 20 教室ございます。今年度の学級数が 19 学級となっておりますので、数字上では 1 教室が一時的に余裕教室となっております。ただし、その 1 教室につきましても、現在、用務員室と P T A 室として使用している状況です。特別教室については、通常の学校どおり 1 室ずつございますので、通常どおり使用しておる状況です。

2 点目の条例の基準の数値ですが、本市の条例で定められている基準の数値としては、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第 28 条におきまして、事業所を新築、増築又は改築しようとする場合には、定められた面積上の緑地を確保しなければならない。」という緑化基準がございます。学校におきましては、敷地面積が 3,000 平米を超える事業所となりますので、全体の敷地面積の 20%以上を確保することが求められています。

次に、大道小学校の状況につきましては、敷地の南面と東面と北面の一

部に高木が配置されておりまして、緑化基準を満たしているところですが、かわせみ児童クラブの整備に当たりまして、約 120 平米ほどの樹木伐採を既に行っておりますので、今後の施設整備に当たっては、緑化基準の確保には苦慮することが想定される状況です。

中林委員 今のお話からすると、今後、敷地への設置は厳しい状況かと思いました。私事で申しわけありませんが、私も 2 人の子どもを市内の学童保育でお世話になりましたので、保護者の皆さんの気持ちはよくわかるつもりであります。10 年ほど前になりますが、当時は 1 小学校に 1 学童保育という制限がなかなか解けなくて、定員をかなり超えた状況でお世話になっていました。おやつや夏休みの昼食の時間には正座をしても、隣の子とひじがぶつかったり、上の学年の子は廊下でご飯を食べている状況だったり、雨で外遊びができない日には廊下や階段までと、子どもたちにはかなり厳しい状況でしたが、それでも保護者としては安全面をはじめ、いろいろな面で助かりましたし、子どもたちの心と体の成長にも大きな影響があったと思っています。今は 2 つ目、3 つ目の学童保育ができていうことで、少しは進んでいるのかなと思いますが、それでもまだまだ環境が整わないところは何とかなければならないと思っています。場所柄もあり、保護者のご要望に 100% かなう場所を見つけることは難しいことかもしれませんが、一日も早く解決できますように、関係各所の皆さんにお願いしたいと思います。

井上委員 先ほどの回答でかわせみ児童クラブ用に目的外使用を許可した際の樹木を伐採したエリアが 120 平米とおっしゃいましたが、かなりの樹木の量があったのか、どの程度のものか、教えてください。

山口学校施設課長 かわせみ児童クラブを設置した場所は、かなり樹木が密集しておりまして、樹種はマツ、イチョウ、シイノキ、プラタナスなど 6 メートル以上の高木が 13 本、また、4 メートル程度の中木が 2 本、合計 15 本の樹木を伐採したような状況です。

井上委員 小学校の校庭には樹木がたくさん生えている方が環境面で指導しやすいというか、環境が整えられると思いますので、できるだけそういったものは確保しておいた方がよろしいのではないかと思いますので、目的外使用のためにそれが犠牲になるということについては、確保しなければならないと思っております。本来の学童クラブについて、反対するつもりは毛頭ありませんので、ぜひそういったことが適えられるように配慮していただければと思います。目的外使用のために本来の学校の環境が損なわれることについては、考えていかなければならないと思います。

吉田委員 意見ですが、児童クラブの建設については、教育委員会として学校運営

に支障がない範囲で、できるだけ協力をする方向で考えているということは第1のことです。ただ、児童クラブが不足する状況については、子ども青少年部からも詳しい状況報告を受けていますし、さらに問題解決のために、学校の敷地や空き教室を貸してほしいという協力依頼もいただいている状況です。その例がこの4月からかわせみ児童クラブとして開設した大道小学校の中にある児童クラブは大道小学校の敷地を提供していることとなります。今回のチンチロ児童クラブに関しても、協力したい気持ちはやまやまですし、保護者の皆さんのお気持ちを考えれば、できるだけ環境のよいところで児童クラブを開設したいというところは重々わかっているのですけれども、先ほど説明がありましたように、物理的な問題として空き教室がなくなる状況にあり、むしろ今使っているところもいろいろ工夫しながら教室を使っていかなければならない状況であり、樹木の伐採等に関して緑化率が保てない状況にあるということで、本当に申しわけないと思いますけれども、今回の請願については趣旨不承として考えていきたいと思えます。

小竹委員長

私からも一言意見を述べさせていただきます。皆様もおっしゃいましたように、児童クラブの開設は大事な案件であり、今後も大事にしていきたいことではありますけれども、今回の大道小学校の目的外使用という点で言いますと、緑化率の問題で厳しいハードルになっているということ、今後、学級の増加が見込まれ、児童等が十分見込まれている学区内にあるということで、余裕がない観点であるということ等、大道小学校の既存の環境が劣ってしまうような状況が考えられることから、目的外使用としては適切ではないというふうな印象を持っております。

他にどなたかご意見はありますか。(なし)

それでは、大変難しい問題ではございますが、皆さんのご意見をまとめますと、請願(1)チンチロ児童クラブ移転先を大道小学校内に求める請願は、不採択ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、請願(1)チンチロ児童クラブ移転先を大道小学校内に求める請願は、不採択といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

それでは議事に入ります。

議案第15号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小池教育部参事

議案第15号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について、ご説明申し上げます。この規程を提出したのは、地方公務員法の改正に伴い、営

利企業への従事等許可の手續に関する規定の整備を行う必要によるものです。藤沢市立学校教職員服務規程第9条の見出し及び同条中の文言を改めるものです。なお、議案書5ページに新旧対照表を載せております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。議案第15号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第15号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第16号藤沢市文化財保護委員会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

川口生涯学習部参事 議案第16号藤沢市文化財保護委員会委員の任命について、ご説明いたします。この議案は、藤沢市文化財保護委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命するために提案するものです。藤沢市文化財保護委員会は、文化財保護法及び地方自治法の規定に基づき設置されておりまして、文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる機関であり、藤沢市文化財保護条例第11条の規定により委員の定数は6人、委員の任期は2年となっております。

委員の内訳としましては、歴史宗教史、歴史、美術工芸、建築、自然、考古を専門とする学識経験者で、いずれも再任でございます。また、男女の内訳につきましては、男性委員5名、女性委員1名でございます。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第16号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第16号藤沢市文化財保護委員会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第17号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

織部総合市民図書館長 議案第17号藤沢市図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。今回、この議案を提出したのは、現在、任命している藤沢市図書館協議会委員の任期が8月31日をもって満了となることに伴い、新たな

委員の任命を行うためでございます。

藤沢市図書館協議会は、図書館法第 14 条の規定に基づき設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館が行う図書館方針につき館長に対して意見を述べる機関となっております。委員候補者の人数につきましては、藤沢市図書館に関する条例第 5 条の規定により 7 名。委員の任期は 2 年となっております。委員候補者の選出区分は学校教育関係者 1 名、社会教育関係者 2 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 名、学識経験のある者 3 名となっております。委員候補者の男女別の内訳は男性 3 名、女性 4 名、また、新任・再任の内訳につきましては、新任 3 名、再任 4 名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 17 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第 17 号藤沢市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 その他に入ります。

(1)「藤沢市立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 「藤沢市立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)について、ご説明いたします。(資料参照)

「1 はじめに」は、平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。このことに伴いまして、本市立学校の児童生徒が、障害の有無によって学校教育において分け隔てられることのないよう、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、すべての児童生徒がともに学び、ともに育つことができる学校教育の実現に向け、教職員が適切に対応するための対応要領を策定したものです。

「2 策定に至った経過」は、国では平成 19 年 9 月に「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、国内法の整備を進め、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行しました。国の行政機関等においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、差別の解消に向けた具体的な取組に関する対応要領を平成 28 年 4 月に施行しております。この対応要領の地方公共団体等による策定については、法第 10 条により努力義務となっておりますが、神奈川

県及び本市では既に策定し、平成 28 年 4 月に施行しております。

本市教育委員会におきましては、平成 27 年度より障害のある・なしにかかわらず、子どもたちが自力では解決することが難しい困りごとに対して、適切な支援を行う藤沢の支援教育を推進しており、同年 7 月に教職員の手引きとなる「藤沢の支援教育リーフレット教職員ガイド」を作成いたしました。対応要領の策定に当たりましては、藤沢の支援教育の考え方を基本として、神奈川県及び本市の対応要領を参考に協議を重ねたものです。なお、この「教職員ガイド」につきましては、資料 4 として添付しておりますので、後ほど参考にご覧ください。

「3 対応要領について」の(1)概要は、第 1 条の「目的」から第 9 条の「研修及び啓発」までの 9 項目で構成しております。基本的には国、神奈川県、本市の対応要領に準じておりますが、特色といたしましては、藤沢の市民教育の考え方を基本として、障害を理由とする差別の解消の推進が図れるよう、第 2 条に「基本原則」を位置づけ、藤沢らしさをあらわしたものにいたしました。

第 4 条の「不当な差別的取扱いの禁止」では、教職員は、学校教育において障害があることを理由として不当な差別的取り扱いをすることにより、障害のある児童生徒等の権利・利益を侵害してはならないことを示しております。

第 5 条の「学校における合理的配慮の提供」では、実施に伴う負担が過重でない場合は、必要な合理的配慮を提供しなければならないこと、また、その判断をする際には個別の事案ごとに総合的、客観的に検討することが必要であることを示しております。

第 6 条の「藤沢市立学校における合理的配慮検討会議」は、合理的配慮に係る過重な負担の判断や対応方法を検討する目的で教育委員会に設置した組織であることを示しております。この合理的配慮検討会議については、資料 3 をご覧ください。児童生徒や保護者等からの合理的配慮の提供に関する要望や相談については、基本的には学校や学校教育相談センターが受け、対応方法について検討いたします。対応が難しい場合には、次に事業を補完する教育委員会各課と調整の上、対応することとなります。さらに教育委員会各課は、過重な負担の判断及び対応方法について本会議において検討を行ってまいります。なお、会議の構成員につきましては、資料に記載のとおりですが、必要に応じて当該事案に関係のある学校教職員の出席を求めることとしております。

合理的配慮検討会議を含め対応要領の概要についての説明は以上となりますが、対応要領の詳細につきましては、12 ページに資料 2-①とし

て「藤沢市立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を添付してありますので、後ほどご覧ください。

続いて（２）の理由事項については、対応要領第４条「不当な差別的取扱いの禁止」及び第５条「学校における合理的配慮の提供」の２項目について補足するために策定したものです。「Ⅰ 不当な差別的取扱いについて」は、３項目で構成しております。１の基本的な考え方や２の判断については、合理的配慮を提供できない理由がないにもかかわらず、教育の機会の提供を行わないことは不当な差別的取扱いに当たること、また、不当な差別的取扱いに当たるか否かの判断をする際の考え方について示しているものです。

「Ⅱ 学校における合理的配慮について」は、３項目で構成しております。１の「基本的な考え方」については、合理的配慮は、本来の教育活動の目的、内容、機能を損なうことなく、必要な範囲で提供するものであること。２の「留意点」、３の「提供にあたって」については、学校と保護者等との間で合意形成を図る際と、合理的配慮の内容を決定する際の留意点等について示しております。なお、留意事項の詳細については、15 ページに資料 2-②として「藤沢市立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における留意事項」を添付してありますので、後ほどご覧ください。

（３）対象者につきましては、非常勤職員を含め本市立学校に勤務するすべての教職員を対象としておりますが、介助員やボランティアの立場で学校を支援していただいている方々についても、教職員と同様の認識を持つことができるよう周知してまいります。

（４）策定手順につきましては、事務局が策定した案に対し、平成 28 年 5 月から 6 月にかけて藤沢市障がい者総合支援協議会や藤沢市特別支援教育協議会、藤沢市立白浜養護学校 P T A、その他関係団体の委員の皆様から多くのご意見をいただく中で協議を重ね、策定したものです。

「４ 今後のスケジュール」について、対応要領については、10 月 1 日の施行を予定しております学校に対しては、その後の校長会及び教頭会におきまして周知してまいります。あわせて教育委員会が行う各担当者会、各校における校内研修会を通して、すべての教職員に周知を図ってまいります。また、各校における合理的配慮対応事例を 10 月末までに集約し、その結果をデータベース化して、11 月には学校で活用できるよう整えてまいります。教育委員会といたしましては、本市立学校における障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、すべての児童生徒がともに学び、ともに育つことができる学校教育の実現に向けて、今後も努めてまい

ります。以上で説明を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 大変細かな配慮がなされたリスク管理に通じている対応要領だと思いました。基本的には藤沢の支援教育がベースになっているということですので、その範囲を逸脱しないということで教育が行われていると思っておりますし、合理的配慮検討会議をつくられるようですけれども、そこにかからないようなところで対応を願えればよろしいのかなと思いました。

小竹委員長 他にありませんか。  
ないようですので、了承することといたします。

×××

次に、(2)平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、この体力・運動能力、運動習慣等調査は、毎年実施しておるもので、平成27年度の結果がまとまりましたので、ご報告するものです。(資料参照)

「1 趣旨」は、国が実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の結果を、全国、神奈川県の結果と比較・分析し、傾向をまとめたものです。

「2 実施状況」は、平成27年5月から7月にかけて小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施いたしました。対象人数等については記載のとおりです。調査内容につきましては、小学校、中学校ともに下段に記載してあります実技8種目と質問紙調査からなっております。なお、本報告におきましては、質問紙調査の中から6項目を抜粋し、まとめております。

「3 藤沢市立小学校5年生体力・運動能力調査の結果」では、体力・運動能力調査の結果を一覧表にしたものです。本市の数値で太字になっているものは全国、県を上回っているもので、下線が引いてあるものは全国、県を下回っているものです。男女ともに「握力」、「50m走」において全国、県の数値を上回っております。また、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横とび」、「20mシャトルラン」、「立ち幅とび」、「ソフトボール投げ」については、男女ともに全国、県の数値を下回っております。

「4 藤沢市立小学校5年生の運動習慣等の結果及び生活と体力・運動能力の関係」については、体力・運動能力調査と質問紙調査の結果をクロス集計し、設問ごとにまとめたものです。23 ページ以降にグラフ化したものを掲載しておりますので、詳細については後ほどご覧いただければと思いますが、①の運動部やスポーツクラブへの所属状況、②の運動やスポ

ーツの実施状況と体力、③の運動やスポーツへの興味・関心、④の朝食摂取状況、⑤の睡眠時間、ともに本市の児童生徒は全国、県を上回っている状況です。運動習慣、生活習慣が定着している児童は、体力合計点や総合評価が高いという傾向が出ております。また、⑥のテレビの視聴時間については、全国、県と比較してやや長めの視聴時間となっており、視聴時間が長いほど体力合計点は低い傾向にあります。

調査結果の傾向ですが、今回の調査においては男女ともに力強さの要素である 50m走と握力の数値が高く、動きを持続する能力、タイミングのよさ、体の柔らかさの要素に低い傾向が見られます。この傾向は、昨年までと同様の傾向となっております。運動の実施状況、運動の興味・関心は全国や県を上回っている状況にありますが、それが体力テストの結果に反映されていない結果となっております。動きを持続する能力、タイミングのよさや柔軟性を高める運動の機会を多く与え、日常化していけるような体育学習の展開を工夫する必要があります。

続きまして、「5 藤沢市立中学校 2 年生の体力・運動能力調査の結果」です。表は小学校 5 年生と同様の記載となっておりますが、中学校においては、持久走か 20mシャトルランのどちらかを選択して実施することとなっております。中学校 2 年生の体力・運動能力調査結果につきましては、男子は「握力」、「反復横とび」、「持久走」、「20mシャトルラン」、「50m走」、「立ち幅とび」、「ハンドボール投げ」において全国、県の数値を上回っており、女子は「持久走」、「50m走」、「立ち幅とび」において全国、県の数値を上回っております。また、女子については「上体起こし」が全国、県の数値を下回る結果となっております。

「6 藤沢市立中学校 2 年生の運動習慣等の結果及び生活と体力・運動能力の関係」についても、小学校 5 年生と同様の記載となっており、31 ページ以降にグラフ化したものを掲載しております。詳細については、後ほどご覧いただければと思いますが、①の運動部や地域スポーツクラブへの所属状況、②の運動・スポーツの実施状況、③の運動やスポーツへの興味・関心、④の朝食の摂取状況については、小学校 5 年生とは対症的な傾向で、全国、県を下回る結果となっております。また、⑤の 1 日の睡眠時間については、全国、県と比べて長い傾向に、⑥の 1 日のテレビの視聴時間については、全国、県より短い傾向にあります。これらの運動習慣、生活習慣と体力との関係は、小学校 5 年生と同様に、定着している生徒ほど総合評価における高い評価につながっている傾向が見られます。

中学生の調査では、運動習慣、生活習慣ともに全国、県に比べ低い傾向が見られますが、体力については男女とも全国、県の水準を上回っており、

男女ともに力強さの要素である握力と 50m走、動きを持続する能力を示す持久走の数値が高い傾向にあります。これは保健体育の授業で1年生から継続的に体力テストに取り組んでいることが要因となっていると考えられます。

「8 今後の取り組み」については、大きく3点ございます。1点目は、児童生徒の取り組みです。児童生徒自身が体力テストの実施方法について理解するとともに、自分の体力や運動能力の把握に努めます。また、運動習慣や生活習慣について自分の課題をとらえ、日常的に運動に取り組む意識や望ましい生活習慣の形成を図ります。

2点目は、学校の取り組みです。児童生徒の興味・関心を高める体育授業の実践に努めるとともに、体力テストの正しい測定方法と十分な力を発揮させるための方策等について、教員自身が理解を深めてまいります。

3点目は、教育委員会の取り組みです。学校との連携として体育の授業への助言や家庭との連携として、家庭に調査結果を通知するなど啓発を促す働きかけを行います。また、地域との連携として各種スポーツイベント等の情報を発信してまいります。さらに施設の整備や用具の拡充など運動関係の整備にも努めてまいります。なお、この資料は学校へ送付するとともに、本市教育委員会ホームページ上に公開して、広く市民に周知してまいります。今後も児童生徒にとって運動しやすい環境づくりを推進し、児童生徒の体力の向上に努めてまいります。以上で説明を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会からきょうまでの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。9月14日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は9月14日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時46分 閉会